

今回発生した大阪府北部を震源とする地震に関するトヨタ車体健保の対応のお知らせ

今回の大阪府北部を震源とする地震により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。
被災された方の医療機関の受診、保険料の支払い等につき、以下のとおり対応しますのでお知らせいたします。

1. 適用対象となる方

次の(1)および(2)のいずれにも該当する方

- (1) 平成 30 年 6 月 18 日の大阪府北部を震源とする地震に係る災害救助法の適用市町村
(別紙 1 参照)にお住まいの方(一時居住の方も含む)
- (2) 今回の地震で被災された方、または緊急避難された方

2. 対応

1) 医療機関での受診

(1) 現金等の持ち合わせがない場合

- ① 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください
- ② 当日の窓口負担額(自己負担額)はゼロとなりますが、この分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です。

(2) 保険証を紛失した場合

- ① トヨタ車体健保の組合員である旨と、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被保険者の勤務する事業所(会社名)を医療機関に伝えてください。
また身分証明に類するものがあれば提示してください
- ② 並行して、健保組合へ保険証の再発行申請をしてください

2) 保険給付費の申請

給付費等の申請は特に変更はありませんので、通常と同様に行ってください

3) 任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申請してください

3. その他

被災時の健康保険に関する事で**不明点等がある場合は健保組合へ相談**してください。

【 問合せ先電話番号 : 0566-36-3927 】

適用市町村：大阪府 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市
箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町

(平成 30 年 6 月 18 日付け内閣府第 1 報通知)

内閣府続報により適用市町村が追加される場合があります



平成 30 年 6 月 18 日
内閣府 (防災担当)

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる
災害救助法の適用について【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大阪府】 大阪市 (おおさかし) 豊中市 (とよなかし) 吹田市 (すいたし) 高槻市 (たかつきし) 守口市 (もりぐちし) 枚方市 (ひらかたし) 茨木市 (いばらきし) 寝屋川市 (ねやがわし) 箕面市 (みのおし) 摂津市 (せっつし) 四条畷市 (しじょうなわてし) 交野市 (かたのし) 三島郡島本町 (みしまぐんしまとちょう)	6 月 18 日	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用